

2 0 2 5 年度

事業計画書

公益財団法人かわさき市民活動センター

2025年度事業計画

I 取組の基本方針

当財団の使命は、「川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与する」ことと定款第3条に規定されています。

2025年度も引き続き、この定款の趣旨に基づき、具体的には「市民活動推進事業」及び「青少年健全育成事業」を2本の柱として、地域の関係団体・関係機関と連携した事業展開を図り、全市域・全領域の中間支援組織として、また、こども文化センター・わくわくプラザの指定管理者として、市民及び市が期待する役割を果たせるよう努めます。

特に「市民活動推進事業」については、市民活動への価値観の変容を十分にふまえ、エリアを限定した市民活動団体はもとより、広域的な広がりを持つ社会課題解決型の市民活動団体とも、より積極的に関係づくりを行ってまいります。また、若年層や企業との協働の可能性も模索するなど多くのステークホルダーと協力しながら、新しい市民社会の形成に貢献していきます。

また、「青少年健全育成事業」については、第5期指定管理（2024年4月～2029年3月）において、これまで培った経験と知識を活かし、指定管理者として適切な管理・運営に努めます。

さらに、今年度は、大師地区及び田島地区複合施設（大師及び田島コミュニティセンター）の指定管理者の募集が開始されます。当該施設には、こども文化センター及びわくわくプラザの機能が含まれていると共に、当財団にとって今までにない新たな事業となることから、この施設の指定管理の受託に向けて、財団が一体となって取り組んでまいります。

これらの事業を進めるとともに、財団が抱える課題を整理し、当財団の市民活動支援と青少年健全育成の二つの機能の相乗効果を十分に発揮できるようにするなど、本財団の強みを活かすため、今後の財団の方向性を示す「中長期ビジョン」及び「アクションプログラム」の策定に向けて取り組んでまいります。

II 事業計画の具体的内容

1 市民活動推進事業

中間支援に係る業務遂行能力の向上と機能充実を図り、全市・全領域的立場から、以下の事業に取り組みます。

(1) 活動拠点施設運営事業

ア 会議室・フリースペース・印刷室・情報コーナー

利用者にとって安心・安全な施設となるよう対策を講じつつ、市民活動団体の全市的な拠点として、会議・打合せ、印刷作業、交流の場、情報提供等の機能を提供します。

特に、昨年度後半から始めた施設運営の改革（会議の効率化のための設備の拡充、フリースペースレイアウトの変更や利用方法の簡素化など）をさらに進め、利便性を高め、さらなる利用者拡大を目指します。

イ 市民活動ブース・ロッカー・レターケース

必要な各種事務所機能等を提供し、市民活動団体の運営を支援します。

(2) 情報提供・啓発事業

様々な媒体を通じて、市民活動に関する情報を広く積極的に発信し、市民活動の活性化を側面から促進します。主な取組は、次のとおりです。

ア 情報紙「ナンバーゼロ」の発行（季刊）

市民活動推進事業及びそれに係る団体の紹介記事、行政情報等、市民活動団体の運営に役立つ情報を掲載し、広く市民活動への理解を促すとともに、団体の組織基盤強化を目指し、年4回発行します。

イ ボランティア募集情報の発信

一般向けのボランティア募集情報及び生徒・学生向けの夏休み期間中のボランティア募集情報を収集し、市民活動ポータルサイト「応援ナビかわさき」及び「Yahoo! ボランティア」へ掲載します。

ウ 神奈川新聞へのコラム「市民発」の連載

「市民発 地域をつくる人・活動」と題した記事を、毎月第2・4木曜日に神奈川新聞に掲載します。市民目線で市民活動団体を取材、執筆する市民参加の取り組みで、取材された団体も新聞掲載で意欲が向上し活動が活性化します。

エ 市民活動ポータルサイト「応援ナビかわさき」の運営

市民活動の入り口（ポータル）としての「応援ナビかわさき」を2025年4月からリニューアル公開し、視認性を高めるとともに、市民活動団体の利便性を高め、迅速な情報発信を促し、さらなる価値の向上を図ります。

オ 市民活動推進事業ページの運営

市民活動団体や市民に、最新でわかりやすい情報の提供に努めます。また、推進事業ページとFacebookやInstagram、YouTubeなどのSNSとの連動により、情報発信力・拡散力を高めます。

(3) 活動促進事業

市民活動団体、企業、大学及び行政との相互交流・情報交換を活発化し、各セクター間の協働関係の強化を図るとともに、多くの市民の市民活動に対する理解や共感を得るための取組を継続します。

ア ごえん楽市の開催

市民活動団体との協働により、市民活動を広く市民に周知して活動への参加を促す機会として、11月15日（土）に中原市民館と当センターを会場に開催します。

イ ごえんカフェ（市民活動交流会）の開催

団体や企業が分野を越えて交流し、新たな連携協働の芽が生まれる場として開催します。

ウ ミニカフェの開催

共通する悩みや課題を分かち合い、学び合うことで団体同士の連携やつながりづくりを促します。センターや地域の交流スペースを会場として複数回開催します。

エ つながるマルシェの開催

市民向けの体験や展示販売等を通して、市民活動団体の広報と財源確保の機会として、近隣の商業施設等を会場に開催します。

オ 大学と市民活動団体との連携の支援促進

専修大学ネットワーク情報学部の授業に協力し、市民活動団体の広報力の向上につながるよう、学生と団体とを仲介・調整します。その他にも、市内大学及び学生との事業連携を促進します。

(4) 研修・人材育成事業

市民活動に関わる人材育成、技能向上を図ります。主な取組は、次のとおりです。

ア パワーアップセミナーの開催

市民活動団体スタッフの資質向上や、市民活動への理解、参加と協働の促進を目的として、年10回程度開催します（一部は川崎市社会福祉協議会と共催）。広報力向上のほか団体等の運営や活動に資するテーマを設定し、スタッフに限らず広く一般市民、企業、学校など多様な主体を対象とします。また、川崎市との共催でNPO法人向けの会計講座等も予定しています。

イ 市民記者養成講座の開催

市民がアマチュア記者として、市民活動団体取材し、紹介記事を書くスキルを身に付けることで、情報発信力のある人材を育成するための講座（5回連続講座）を開催します。

(5) 相談事業

市民活動団体や市民活動を始める市民が気軽に利用できる環境を維持するとともに、専門的な相談にも応じられる体制を整えます。主な取組は、次のとおりです。

ア 職員による市民活動相談の実施

何か活動を始めたいという個人の相談から、団体の立ち上げや運営上の悩み等、市民活動に係る様々な相談を対面や電話などで丁寧に応じます。

イ 専門相談の実施

相談申込受付のワンストップ体制により、税理士の会計相談（協力；東京地方税理士会）、行政書士・司法書士の法務相談（協力；よろず相談会、神奈川青年司法書士協議会）、弁護士による法律相談（協力；かわさき市民活動リーガルサポート・ひまわり）を対面やオンラインで実施します。

(6) 連絡・調整事業

市民活動に関する様々な分野における団体間の情報交換や連携の強化・推進を図るため、必要に応じて各種連絡調整会議を開催します。主な取組は、次のとおりです。

ア 市・区の市民活動支援担当者との定期的情報交換会等の開催

イ 中間支援ネットワーク会議の開催（年２回程度）

ウ 川崎市社会福祉協議会との連絡調整会議の開催

(7) 職員等派遣事業

団体や行政機関等から役員または職員の講師派遣依頼については、積極的な対応をします。

(8) かわさき市民公益活動助成金制度

市内で活動する市民活動団体及びこれから活動を始めようとする市民を資金面から支援し、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を図ります。主な取組は、次のとおりです。

ア ４つの助成メニューによる資金支援

新たに活動を開始した団体の事業を対象としたスタートアップ助成と、従来の活動を充実又は拡大し行う事業を対象としたステップアップ助成 30・100・200 の、４つのメニューにより助成を行います。

特に新規設立団体の支援及び掘り起こしを目的に、スタートアップ助成は予算の範囲内で年間を通じて申請を受け付けます。

イ 職員による伴走支援

助成金獲得に向けた適切なアドバイス等、丁寧な対応に努めるとともに、交付後の助成金による成果が得られるよう、団体へのフォローアップ等の支援を行うほか、スタートアップ助成を始め全ての交付団体に対して、事業報告書の作成に係る伴走支援を職員が行います。

ウ 品質向上に向けた助成制度の研究

より効果的な資金支援となる、成果を上げる助成金となるよう検討を継続します。

(9) 川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度の窓口業務

市民が安心して市民活動に取り組める環境づくりの一環として、川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度の窓口業務を川崎市から受託します。

(10) 川崎市協働・連携ポータルサイト「つながっど KAWASAKI」管理・運営事業

川崎市から、協働・連携ポータルサイト「つながっど KAWASAKI」のコンテンツ情報の拡充などを行う管理・運営業務を受託します。（予定）

2 青少年健全育成事業

今年度は、川崎市こども文化センター第5期指定管理（令和6年4月1日～令和11年3月31日）の2年目となります。これまで培った経験と知識を活かし、指定管理者として、こども文化センター41館及びわくわくプラザ77校（令和7年4月1日開設の新小倉小学校わくわくプラザ含む）の適切な管理・運営に努め、こども文化センター及びわくわくプラザの運営にあたり、以下の事業に取り組みます。

（1）こども文化センターの運営

ア 様々な世代が集まる居場所の提供

次に示す、それぞれの世代に即した事業展開に努め「居場所機能」の強化を図ります。

乳幼児	・乳幼児期は大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育ちます。保護者と子どもの触れ合いなどをとおして信頼関係を築くことができるよう支援します。 ・妊産婦を含めた保護者の悩みの相談、援助を行い、必要に応じて関係機関等につなぎます。 ・父親の育児参加は乳幼児の発達はもちろん、地域づくりには欠かせない要素と考え、積極的に推進します。
小学生（児童期）	・児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上していきます。子どもたちの発達段階に合わせた、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるように支援します。 【6歳～8歳】読み、書き、計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残しています。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる時期であるため、職員の援助のもと、成功体験を重ねられるよう支援します。 【9歳～10歳】抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられる時期です。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする傾向も現れ始めるため、援助が必要な場面や、自身の判断に任せる場面等を見定めながら支援します。 【11歳～12歳】知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになります。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始め、自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始めることから、家庭や友人関係の悩み等のSOSを見逃さないよう支援します。
中学生・高校生世代（思春期）	・思春期は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じる時期です。中学生、高校生等の「中高生世代」が集い、互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱けるよう支援します。 ・文化的・芸術的活動、レクリエーション等に自らの意思で挑戦し、成長することができる場の提供を目的として、中高生が中心となって企画から運営までを行えるような取組を推進します。 ・職員は、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有しながら、関係性を構築します。 ・「ノー部活動デー」に合わせた行事の実施や、試験期間等の夕方や夜間に勉強に専念できるよう学習室を確保するなどし、利用を促進します。
大人	・こども文化センターは、市民の活動拠点として、児童福祉に関わる活動や様々な市民活動を目的とした大人も利用します。その利用及び多世代交流の推進を目的として、地域住民を対象とした行事・講座等を開催します。 ・こども文化センターを利用する大人の知識、スキルを、地域や子どもたちのために資していただけるよう働きかけます。
その他	課題を抱える児童・家庭への対応について ・虐待、貧困、不登校、障害や外国につながる子ども、深刻化した課題（ヤングケアラー、若年妊娠、非行等）を抱える子どもなど、多様化している支援については、インクルーシブな受け入れ体制を整えながら、SOSに気づき、支援します。

イ 運営協議会の設置・運営

各こども文化センターに設置している運営協議会では、地域の様々な組織の代表やこども文化センターの利用団体が一体となり、こども文化センターの運営に係わる諸課題等について協議するとともに、地域の意見を適切に反映し、地域に開かれた施設運営を行います。また、地域の特色を活かした賑わいのある行事を実施します。

ウ 地域組織やボランティア等の活動拠点としての場の提供

地域の諸団体やボランティアの方々に、「いきがい」や「やりがい」を感じて頂けるような活躍の場を提供します。

- ①様々な団体の活動を促進するため、利用児童保護者や児童福祉関係者などを対象とした行事・講座等を開催します。
- ②地域住民を対象とした「地域版たより」やSNS等を活用し、より一層広報に力を入れ、地域の方や団体利用の促進を図ります。
- ③こども食堂や学習支援に取り組む団体等、他の子どもの居場所を実施する団体と積極的に連携し、こども文化センターでの連携事業を開催します

(2) わくわくプラザの運営

ア 学校において実施する取組との連携

放課後の学校では、「地域の寺子屋事業」「みんなの校庭プロジェクト」等、子どもの学習や運動、体験に関する取組が実施されています。事前にわくわくプラザの活動場所の調整や、双方に参加を希望する子どもの所在確認等の安全面について、学校や事業者等と密に連携します。また、当財団が有する様々な「遊び」（手遊び、レクリエーション、野外活動等）に関する講師を派遣するほか、事業者に講師を依頼する等、双方の人材活用、交流を図ります。

イ 特別な配慮を必要とする利用者への対応

わくわくプラザは、特別な支援を必要とする児童も利用します。一人ひとりの発達過程や障がいの程度・状況に応じた適切な対応をすることで、安心して過ごせる居場所を提供します。また、専門相談員（養護教諭や特別支援教育の経験者等）が、各わくわくプラザを巡回し、特別支援児童の個性、症状に適した対応について、職員に、助言・指導を行います。

ウ 子育て支援・わくわくプラザ事業

川崎市は、わくわくプラザ事業が終了する午後6時までに、子どもの迎えが難しい保護者のため、1時間の延長事業（子育て支援・わくわくプラザ事業）を有償で実施しています。就労支援の観点から、引き続きこの事業を川崎市から受託し、実施します。

エ わくわくプラザ昼食配送サービス（モデル実施）

全施設で行ったモデル実施の結果を検証し、川崎市こども未来局と全市レベルの「あり方」や「ルール」について協議します。

(3) サービス向上と利用促進の取組

ア 利用者への意見聴取・事業への反映について

「子どもの権利条約」「川崎市子どもの権利に関する条例」の精神に則り、子どもの意見を尊重し、子どもの視点や意見を運営や地域における活動に生かすため、毎月開催する「子ども運営会議」等を通して、子どもたち自身が行事の企画・運営や、遊びのルール作り等を行い、子どもたちとともに、施設運営に取り組みます。

また、運営協議会、利用者満足度調査、イベント実施後のアンケート、意見箱等、様々な手法を用いてニーズを収集し、それらを運営に活かします。

イ 地域人材の育成と活動支援について

地域の「支え合い」を途切れさせないためには、子どもたちに、「自分も地域の一員である」ことを自覚してもらうことが大切です。子ども自身が有する力を地域で発揮することで、大人になっても地域や館とつながりが持てるよう支援します。

①子ども自身が行事の企画・運営や、遊びのルール作り等に関わることを目的に、子ども運営会議を開催し、各施設が楽しい居場所となるよう努めるとともに、その運営を子どもたちが主体的に取り組めるよう支援し、自主性、主体性、協調性、責任感の醸成を図ります。また、子ども運営会議の話し合いの中から「ちいきっず役立ち隊」を立ち上げ、子どもたち自らが地域とつながる活動に取り組みます。

②中高生世代には、多世代をつなぐ役割を担うために、行事の企画・運営や職業体験等を通してボランティア意識を醸成します。

ウ 地域連携・多世代交流の推進

子どもの成長には、「切れ目のない」支援が必要です。学校生活以外の地域社会とのつながりもその一つであり、継続的に地域活動を充実させ、地域活動の担い手を育成することが、次世代の地域活動につながると考えます。様々な地域資源（町内会・自治会、学校・PTA、地域団体、地域ボランティア、いこいの家、当財団の市民活動推進課が連携している団体等）や個人と連携し、多世代交流・地域交流を推進します。

エ 広報

広報活動は、イベント等を周知し、地域の方々の参加を促すことのほか、事業運営への理解を深め、信頼関係を築くための重要な役割を担っています。「地域版たより」の発行やかわさきFM、タウン情報誌等の地域メディアの活用 of 充実に取り組みます。

また、こども文化センターでは、新たに、乳幼児保護者や中高生、地域住民をターゲットに置いたSNSの導入を進めます。

オ 特徴的な事業の展開

・こどもまんなか大作戦

こども文化センターが、子どもたちにとって、さらに魅力的ある施設となり、より一層「居たい」「行きたい」場所となるために、子どもたちから「こども文化センターでやってみたいこと」を募り、子ども実行委員会等を組織し、企画・内容を話し合い、また、職員や地域の大人がそれを支援するほか、これに係る予算を計上し、子どもたち自身の力で

「現実として形に表す」取組として「こどもまんなか大作戦」を展開します。

・アウトリーチな児童館活動

近隣にこども文化センターがない地域の公民館や公園等でイベントを開催するほか、「地域のまつり等に、工作やゲーム、遊びのブースを出店」する等、アウトリーチな活動をとおして、こども文化センターの役割や機能をこども、保護者、地域住民、関係機関等へ周知し、地域における認知度の向上を図ります。

・いのちの大切さを伝える事業

子どもたちが発信するＳＯＳを受け止めるだけでなく、自己肯定感や相手を思いやる気持ちを育むために「乳幼児とのふれあい事業」を実施するなど、多種多様な「いのちの大切さを伝える事業」を展開します。

・多様性への理解を深める事業

年齢・性別・障がい・国籍等、「多様な人々への理解」を深めるためには、様々な「体験」や「交流」が必要と考えます。川崎市のブランドメッセージ「Colors,Future! いろいろって、未来。」を活用しながら、子どもたちが地域に住む多様な人々とつながることができるよう、多様性への理解を深める事業を推進します。

・SDGs（持続可能な開発目標）の取組

利用者が、SDGsについての理解を深められるよう、活動や行事の中に17項目の開発目標を取り入れながら、事業を推進します。また、こども文化センター及びわくわくプラザで既存のプログラムとして実施しているものを含み、SDGsの推進を念頭に、子ども運営会議で話し合い、企画します。また、ちいきっず役立ち隊の活動でも、SDGsを意識した取組を進めます。

（４）施設・設備等の維持管理

施設を安全かつ清潔に保つためには、点検・整備・清掃等は欠かせません。常に施設の保全を念頭に置き、利用者にとって明るく綺麗な環境を提供します。また、チェックリストを用いた日常点検のほか、業者による建築物定期点検（3年毎）及び建築設備点検（毎年）を実施し、施設の安全確保に努めます。また、市が実施する大規模修繕については、施設状況を適切に把握し、市へ報告するとともに、指定管理者の範疇である30万円以下の工事・修繕については、DIYの推進や、現場を熟知している元学校業務職の方々による営繕作業、厳正な手続きによる業者委託等、効果的かつ効率的に実施します。

（５）安全管理・危機管理

ア 事故防止対策

日頃からスタッフによる見守りや遊具等の点検に取り組むことにより、より一層の事故防止に努めるとともに、館長会議等を通じて実際の事故の事例を共有し、各館での検討会を定期的に実施します。

イ 防犯対策

昨今、登下校時の地域の目がある時間帯であっても、不審者情報は増加傾向にあります。また、授業中の学校への不審者侵入事件も発生しています。子どもたちが安全安心して過ごせる場所を管理していくためには「防犯対策」の強化は必要不可欠と考えており、「不審者対応マニュアル」に沿った対応に努めるほか、防犯研修や子どもたちを含めた訓

練を実施し、適切な対応ができるように備えます。

ウ 食物アレルギー事故対策

食物アレルギー疾患を罹患する子どもの数は増加傾向にあり、様々なところでアレルギー対策が進んでいます。こども文化センター及びわくわくプラザの運営においても、まつりや、おやつ、弁当等、食に関わる場面は少なくありません。子どもの命にかかわる事項であることを念頭におき、基本的な知識を身に付けるとともに、アナフィラキシーショックを起こした児童の対応や、アドレナリン自己注射薬（エピペン）の打ち方の研修を実施します。

エ 衛生管理

感染症、食中毒等に細心の注意を払い、抵抗力の弱い子どもたちの健康を維持することは、基本的な取り組みです。清潔な環境や食品の衛生管理を徹底するとともに、子どもたちに手洗いを徹底する等、子どもたち自身が、基本的な生活習慣を身につけることが重要と考え対応します。

オ 防災・災害時の対応

自然災害を完全に予測し、被害をなくすことは困難です。利用者の安全確保を最優先に行動するためにも、事前の備えを万全にするよう努めます。また、避難訓練は毎月実施し、火災、暴風、大雨（土砂災害、浸水害）、地震、不審者等、様々な状況を想定した訓練を実施するとともに、いざという時に地域で助け合うことができるよう、「老人いこいの家」等の合築施設や「小学校」との合同避難訓練、地域の方々と連携した防災体験等、地域と一体となった防災の取り組みを推進します。

（６）研修・インターンシップ

ア 職員の研修体制

良質な人的サービスを提供するためには、職員の資質向上が欠かせません。役職に応じた研修や、関係法令の改正や利用者ニーズを踏まえた効果的な研修計画（内部講師による研修や市・他団体実施の研修等を含む）を策定し、職員の資質向上・人材育成を図ります。

また、コロナ禍に、行事や集団遊びなどができなかったことにより、児童厚生員や放課後児童支援員としての経験に基づく専門的なスキルの低下がみられます。第５期指定管理期間では「継続性をもとにしたスキルの継承」の再構築を図るとともに、より専門性を高められるよう、職員自らが学ぶ機会を増やし、人材の育成に取り組めます。

イ 教育実習・インターンシップ等への対応

大学からの教育実習生等のインターンシップをはじめ、中学校や高校からの職業体験学習生等を受け入れます。当財団の社会貢献の一つとして、可能な限り受け入れます。

3 法人の運営事業

当財団の役割・使命が十分に果たせるよう、機能的な執行体制の確立に向け、また、公益法人としてのメリットを活かした経営改善に向け、所要の整備に取り組みます。

(1) 業務・組織の改革

財団に求められている役割及び機能が時間と共に変化していることから、今後必要とされる財団であり続けるため、財団が抱える課題を洗い出し、共有し、解決策を得ると共に、より付加価値が高いサービスの提供を図ることができる財団になれるよう、管理職を始め広く職員が参加する全体調整・財団価値創造戦略及び各専門検討部会（人材戦略、オフィス戦略、広報戦略、施設戦略）のプロジェクトチームを立ち上げ、法人全体で財団の大きな変革に取り組み始めているところであり、本年度（令和7年度）中には、財団の中長期ビジョンの策定を目指してまいります。

(2) 公益法人認定法改正への対応

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行えるよう、自律的な経営判断の尊重及び透明性が高く信頼性が高い仕組みに見直す取り組みとして、2025年4月から公益法人制度（改正公益法人認定法の施行）が変わるため、当財団においても、新しい法制度に適應し、持続的かつ安定した運営を目指してまいります。

【主な改正内容】①財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）、②行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）、③自律的ガバナンスの充実・透明性向上（更なる信頼確保）

(3) 財務改善

ア 計画的予算執行及び的確な会計処理

公益法人法改正に伴う財務規律の柔軟化・明確化項目である「従来の収支相償が見直され、中期的な期間での収支均衡が認められること」などを法人経営の運用に適用しつつ、公益法人会計基準に即した計画的な予算執行及び会計処理を的確に実行し、法人の経営の安定的かつ継続的な運営に努めます。

イ 適正な予算を確保

法人の円滑な安定した運営が図れるよう適正な予算を確保するため、新たな事業へ積極的に取り組むと共に、市等へも積極的な働きかけを行います。

ウ スケールメリットを活かした事業運営

スケールメリットを活かした事業運営を推進し、各課との連携を強化し、引き続き、財団の目標の達成に向けて、効率的かつ効果的な事業執行と業務改善を図ります。